

3 県民局の分掌事務

部 課 名	分 掌 事 務
(地域政策部) 地域づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の企画立案、推進及び総合調整に関すること。 ・ 主要事業の実施の連絡調整に関すること。 ・ 部所長会議に関すること。 ・ 県政に関する公聴及び広報に関すること。 ・ 危機管理並びに消防の育成指導及び防災対策に関すること。 ・ 高圧ガス及び液化石油ガスの保安並びに火薬類の取締りに関すること。 ・ 地方振興事業調整費に関すること。 ・ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。 ・ 土地取引の規制等に関すること。 ・ 土地利用の調整に関すること。 ・ 開発行為の規制に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 ・ 市町村その他公共団体の行政及び財政に関すること。 ・ 市町村及び関係団体との連絡調整に関すること。 ・ 中山間地域の活性化に関すること。 ・ 観光その他産業の振興に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 ・ 消費生活行政に関すること。 ・ 多様な主体との協働並びにコミュニティづくり及びボランティア・NPO活動の推進に関すること。 ・ 安全・安心まちづくりの啓発に関すること。 ・ 文化の振興に関すること。 ・ スポーツの振興に関すること。 ・ 交通安全等の啓発に関すること。 ・ 青少年の健全育成に関すること。 ・ その他県民生活に関すること。

部 課 名	分 掌 事 務
(地域政策部) 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関との連絡調整に関すること。 ・ 庶務に関すること。 ・ 事務処理合理化の実施に関すること。 ・ 行政資料の整理保管に関すること。 ・ 庁舎の管理及び庁内の取締りに関すること。 ・ 工事の執行手続に関すること。 ・ 使用料及び手数料の徴収に関すること。 ・ 土木事業に対する負担金及び分担金の賦課徴収に関すること。 ・ 工事不用材料及び物件の処分に関すること。 ・ 選挙管理委員会事務局分局に関すること。 ・ 人権研修に関すること。
(地域政策部) 地 域 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要事業の実施の連絡調整に関すること。 ・ 庁内会議に関すること。 ・ 庶務に関すること。 ・ 行政資料の整理保管に関すること。 ・ 危機管理及び防災対策に関すること。 ・ 庁舎の管理及び庁内の取締りに関すること。 ・ 工事の執行手続に関すること。 ・ 使用料及び手数料の徴収に関すること。 ・ 土木事業に対する負担金及び分担金の賦課徴収に関すること。 ・ 工事不用材料及び物件の処分に関すること。 ・ 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金の収納に関すること。 ・ 納税証明書の交付に関すること。 ・ その他県税の賦課徴収に係る連絡調整に関すること。
(地域政策部) 環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な環境の確保に関すること。 ・ 景観対策の推進に関すること。 ・ 公害に係る情報の把握、苦情等の処理に関すること。 ・ 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。 ・ 地球環境の保全に関すること。 ・ 大気汚染及び水質汚濁の防止並びに土壌汚染対策に関すること。 ・ 湖沼の水質及び環境の保全に関すること。 ・ 循環型社会形成の推進に関すること。 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・ 浄化槽及び下水道の終末処理場に関すること。 ・ 希少野生動植物（鳥獣を除く。）の保護に関すること。 ・ その他環境保全に関すること。